

青梅市告示第 1 3 1 号

軽自動車税納税通知書の送達を受けるべき者の居所または住所が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 および青梅市市税条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）第 1 8 条の規定にもとづき公示送達する。

なお、送達すべき書類は、市民部課税課に保管しており、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 8 月 1 4 日

青梅市長 大勢待 利 明

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名・名称
令和８年度軽自動車税納税通知書	永田 大樹
	岡部 篤
	吉本 大和
	岡田 淳
	宮本 駿
	塩野 忍
	伊藤 クリス
	若松 優人
	池田 一輝
	大塚 寛満
	村木 康弘
	井口 聡
	田中 義貴

以 上